

学生規程

[1994(平成6)年3月25日 制定]
改正 2001(平成13)年12月7日
2003(平成15)年5月23日
2003(平成15)年12月19日
2006(平成18)年3月22日
2010(平成22)年3月23日
2015(平成27)年3月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、建学の精神並びに西南女学院大学学則第1条及び西南女学院大学短期大学部学則第1条の趣旨に則り、健全なる学生生活の充実と発展の基盤を培うことを目的とする。

第2章 宣誓

(入学宣誓)

第2条 西南女学院大学又は西南女学院大学短期大学部(以下「本学」という。)に入学を許可された者は、本学学生としての本分を全うする旨の宣誓をするものとする。

第3章 誓約書、保証人及び学生カード

(誓約書)

第3条 本学に入学する者は、所定の誓約書を保証人連署のうえ、学長に提出しなければならない。
(保証人)

第4条 本学に入学する者は、西南女学院大学学則第16条又は西南女学院大学短期大学部学則第23条により保証人1名を定めるものとする。

2 保証人は親権者、後見人又は縁故者とする。

(学生カード)

第5条 本学に入学する者は、所定の学生カードに本人の身上に関する事項を記入し、学生部学生課(以下「学生課」という。)に提出しなければならない。

第4章 学生証

(学生証の交付及び携帯)

第6条 学生は、入学と同時に本学の発行する学生証の交付を受け、常時これを携帯しなければならない。

2 諸証明書の発行を受けるとき、試験を受けるとき、各施設を利用するときその他本学教職員の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

(学生証の返納)

第7条 卒業、退学又は除籍により学生の身分を失ったとき、又は有効期間を経過したときは、直ちに学生課に返納しなければならない。

(学生証の再交付)

第8条 学生証を紛失又は汚損したときは、直ちに学生課に届け出て再交付を受けなければならない。

第5章 欠席

（1週間未満の欠席）

第9条 疾病、事故その他やむを得ない理由により授業を欠席するときは、所定の欠席届を速やかに授業担当教員に届け出なければならない。

（1週間以上の欠席）

第10条 疾病、事故その他やむを得ない理由により1週間以上授業を欠席するときは、所定の欠席届を速やかに教務課を通じて教務部長に提出しなければならない。

2 前項において、疾病による欠席のときは、医師の診断書を、事故による欠席のときは、関係の理由書（証明書）を添付しなければならない。

（試験欠席）

第11条 疾病その他正当な理由により定期試験を受けられないときは、その理由を証明する書類を添付し、所定の欠席届を担当教員の許可を得て、速やかに教務課を通じて教務部長に提出しなければならない。

（忌引）

第12条 忌引の取扱いを受けようとするときは、その理由を証明する書類を添付し、保証人連署のうえ、所定の忌引届を遅滞なく教務課を通じて教務部長に提出しなければならない。

死　亡　し　た　者	日　数	
	血族	姻族
一親等（父母・子）	7日	3日
二親等（祖父母・兄弟姉妹）	3日	—
三親等（曾祖父母・おじ・おば）	1日	—
配偶者	10日	

第6章 休学、復学、転学部、転学科、転学、留学及び退学

（休学、復学、転学部、転学科、転学、留学及び退学）

第13条 休学、復学、転学部、転学科、転学、留学又は退学をしようとする者は、教務課を通じて学長に願い出るものとする。

第7章 健康診断

（健康診断の受診）

第14条 学生は、学校保健法により、定期又は臨時に本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果なされる健康管理に関する学長の指示に従わなければならぬ。

第8章 諸届及び願い

（本人の住所変更）

第15条 入学時に届け出た住所に変更のあるときは、直ちに学生課に届け出なければならない。

（保証人の住所変更）

第16条 入学時に届け出た保証人の住所に変更のあるときは、直ちに学生課に届け出なければならない。

（身上異動）

第17条 氏名その他一身上に異動のあったときは、直ちに学生課を通じて学長に届け出なければならない。

（旅行及びスポーツへの参加）

第18条 海外旅行、長期にわたる国内旅行又は重大事故が発生しやすいと考えられるスポーツに参加するときは、学生課を通じて学生部長に届け出なければならない。

（学生団体の設立）

第19条 学生が学内外において団体を設立しようとするときは、あらかじめ学生の代表責任者及び本学の専任教職員の中から顧問を定め、学生課を通じて学生部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするときは、代表責任者はその団体の規約、活動内容及び構成員の名簿を添えて、学生課を通じて学生部長に願い出なければならない。

3 第1項又は前項の提出書類の内容に変更を生じたときは、その都度、第1項又は前項に準じて手続きをしなければならない。

4 学友会については、その会則によるものとする。

（学生団体の解散）

第20条 学生が団体を解散しようとするときは、学生課を通じて学生部長に届け出なければならない。

2 学生団体の趣旨が本学の目的に反するときは、学長は団体の解散を命ずることがある。

（学内施設又は物品の使用）

第21条 学生が学内の施設又は物品を使用するときは、使用予定日の5日前までに、学生課を通じて学生部長に願い出て許可を得なければならない。

（学生による掲示）

第22条 学生が学内において掲示をしようとするときは、所定の掲示板を使用しなければならない。

ただし、その他の場所に掲示をしようとするときは、掲示予定日の5日前までに、学生課長に願い出て許可を得なければならない。

（印刷物及び広報物の発行又は配布）

第23条 学生又は学生団体が学内外において雑誌、新聞、ビラ等を発行又は配布しようとするときは、発行又は配布予定日の5日前までに、学生課長に届け出て承認を得なければならない。

（遺失物及び拾得物）

第24条 学内で持ち物を紛失又は拾得したときは、学生課に届け出るものとする。

（盗難）

第25条 盗難に遭ったときは、直ちに学生課に届け出るものとする。

（学内での居残り）

第26条 学内での居残りは、原則として午後8時までとするが、特別の事情のあるときは、学生課を通じて学生部長に届け出れば、午後9時まで居残り時間を延長することができる。ただし、特別奨学生対象の4サークル（排球部、バスケットボール部、硬式テニス部、陸上部）については、午後10時までとする。

第9章 行事及び集会等

（行事又は集会の開催）

第27条 学生が学内外において行事又は集会を開催しようとするときは、開催日の5日前までに、学生課を通じて学生部長に願い出て許可を得なければならない。

（行事又は集会等への参加）

第28条 学生が本学の名称を使用して学外の団体、行事又は集会等に参加しようとするときは、参加日の5日前までに、学生課を通じて学生部長に願い出て許可を得なければならない。

第10章 連絡事項

（学生への連絡）

第29条 学生に対する連絡事項は、所定の掲示板によって行う。

2 一旦掲示したものについては、学生に周知されたものとみなす。

（掲示期間）

第30条 掲示の期間は、原則として3日間とする。ただし、必要があるときは、この限りではない。

第11章 生活

（生活一般）

第31条 学内外において、学生としての本分に著しく反する行為及び本学の秩序を乱す行為を禁止する。

2 学内は、禁煙とする。

（服装）

第32条 日常の服装については、実験又は実習時以外は自由であるが、本学の公式行事又は代表して学外行事に参加するときは、それにふさわしい服を着用するものとする。

2 学内における履物は、特に定めない。ただし、実習室その他特に定められた場所においては、その規則に従うものとする。

（通学）

第33条 自動車又はバイク（原動機付自転車を含む。）による通学は、禁止する。ただし、特別の事情のある場合は、学生課に届け出るものとする。

2 自転車を利用する者は、所定の場所に駐輪するものとする。

第12章 その他留意事項

（電話の取次ぎ及び問い合わせ）

第34条 学外からの電話の取次ぎは、緊急の場合を除き行わない。

2 学生の身上に関する問い合わせには、一切応じない。

（学外者との面会）

第35条 学外者との面会は、学生課を経由し、学生ラウンジ又は談話室で行うものとする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003(平成15)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004(平成16)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006(平成18)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010(平成22)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。